

《医療費助成制度のご案内》

70歳未満の方の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

| | | |
|--|---|--|
| 健保：標準報酬月額 83万円～ 国保：年間所得 901万円～ | ア | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 多数該当：140,100円 |
| 健保：標準報酬月額 53～79万円 国保：年間所得 600～901万円 | イ | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 多数該当：93,000円 |
| 健保：標準報酬月額 28～50万円 国保：年間所得 210～600万円 | ウ | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 多数該当：44,400円 |
| 健保：標準報酬月額 26万円以下 国保：年間所得 210万円以下 | エ | 57,600円 多数該当：44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | オ | 35,400円 多数該当：24,600円 |
| <p>・マイナ保険証またはオンライン資格確認に同意していただく(もしくは、保険者に申請し任意記載事項が併記された資格確認書の発行を受け、窓口で提示して頂く)ことにより、お支払いが上記の自己負担限度額までとなります。</p> <p>・同一世帯(同一保険)で複数、同月に(人・病院・歯科・入院・外来ごと)に分け、それぞれ21,000円以上の負担がある場合は、合算し自己負担限度額を超えた際には払い戻し手続きがあります。</p> <p>・年間所得とは、収入から必要経費(給与所得控除や年金控除)を引き、さらに基礎控除を引いた金額を世帯(国保加入者に限る)で合算した年額です。</p> | | |

70歳以上の方(65歳以上の後期高齢者医療の方)の高額療養費

月単位の自己負担限度額（円）

| 区 分 | | 月単位の自己負担限度額（円） | |
|---|-------------------------------|----------------|--|
| | | A: 外来(個人) | B: 入院+外来(世帯) |
| 現役並み所得者 (3割負担) | 標準報酬月額 83万円～ 課税所得 690万円～ | 現役Ⅲ | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 多数該当：140,100円 |
| | 標準報酬月額 53～79万円 課税所得 380万円～ | 現役Ⅱ | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 多数該当：93,000円 |
| | 標準報酬月額 28～50万円 課税所得 145万円～ | 現役Ⅰ | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 多数該当：44,400円 |
| 一般課税の世帯 | | | 18,000円 【年間上限144,000円】 |
| 住民税非課税世帯 | | 区分Ⅱ | 57,600円 多数該当：44,400円 |
| | | 区分Ⅰ | 24,600円 15,000円 |
| <p>・マイナ保険証またはオンライン資格確認に同意していただく(もしくは、保険者に申請し任意記載事項が併記された資格確認書の発行を受け、窓口で提示して頂く)ことにより、お支払いが上記の自己負担限度額までとなります。</p> <p>・外来・入院ともにそれぞれA・Bの金額を上限として、お支払いいただきます。 同月にA・Bの金額を超えて支払った場合には、約3ヵ月後に払い戻しがあります。</p> <p>・同一世帯(同一保険)において、同月に(病院・歯科・薬局等の区別なく合算)Bの金額を超えて支払われた場合は、払い戻し手続きがあります。</p> <p>・課税所得とは、前年の総所得金額および山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額等の合計から、基礎控除および、社会保険料控除などの各種控除額を差引いた額のことです。</p> | | | |

- ・食事代や差額ベッド代、保険診療対象外の医療費などは高額療養費には含まれません。
- ・総医療費とは、保険適用される診察等の費用の総額(10割)です。
- ・多数該当とは、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降をいいます。
- ・70歳未満の方と70歳以上(後期高齢者医療受給者は除く)の方が同一世帯(同一保険)の場合は、世帯全体で70歳未満の方の限度額を適用します。

高額療養費貸付制度

高額療養費相当分について病院窓口での支払いが軽減される制度です。
保険者によって利用方法が異なります。ご希望の方はお申し出ください。

高額療養費長期疾病(特定疾病)制度

人工透析が必要な慢性腎不全の方は、**特定疾病受療証**を病院窓口で提示いただきますと医療費の自己負担が月1万円までになります。70歳未満(後期高齢者医療は除く)で、一定所得以上の方(適用区分ア・イ)は、月2万円までとなります。

重度心身障害者医療

重度障害者の医療費自己負担分について、公費助成が受けられます。
ただし、65歳以上の方は、住民税非課税世帯の方のみ対象となります。(単独事業で助成を行っている自治体あり)

指定難病に係る特定医療費

パーキンソン病など厚生労働大臣が指定した「指定難病」の対象になっている方で特定医療費受給者証が交付された方は、医療費と介護費の一部が助成されます。所得状況により、助成額は異なります。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、てんかん等の治療が対象となります。所得状況により、助成額は異なります。

高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯(同一保険)で、毎年8月から1年間の医療保険と介護保険にかかった自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、超えた金額が支給される制度です。

入院中の食事代 (R8.6.1以降の費用)

| 区分 | 食費 (1食) |
|---|------------|
| ・現役並み所得者 ・一般課税の世帯 | 550円 |
| (住民税非課税世帯に該当しない) 指定難病の方 | 330円 |
| 住民税非課税世帯 ・70歳未満の方 90日以内の入院 | 270円 |
| ・70歳以上(※) 減額認定証 区分Ⅱの方 91日以上 の入院 | 220円 |
| ・減額認定証 区分Ⅰの方 ・高齢福祉年金受給者 | 130円 |

(※) 65歳以上で一定の障害があり、後期高齢者医療保険に加入している方を含みます。

* 住民税非課税世帯の方は、オンラインによる資格確認を受けるか、保険者で発行された「任意記載事項が併記された資格確認書」等を病院に提示することにより、食事代が減額されます。

また、91日以上入院(長期入院該当)の方は、あらかじめ保険者へ申請が必要となります。長期入院該当の認定証が発行され、病院窓口へ提示することにより減額されます。

回復期リハビリテーション病棟を利用される

65歳以上の方の居住費の自己負担額

| |
|-------------|
| 居住費 (1日) |
| 430円 |

* 当院の回復期リハビリテーション病棟は、病床種別において「療養病床」のため、65歳以上の方は 居住費(光熱水費)が発生いたします。

指定難病の方、高齢福祉年金受給者、65歳未満の方は 居住費の負担はありません。

《患者サポート課のご案内》



相談時間：月～金 8:30～17:00
土 8:30～12:30
(日・祝日は休み)

患者サポート課では、ソーシャルワーカーが、以下の事柄などの相談を無料でお受けいたしております
お気軽にご相談ください(1階正面玄関の横です)

- ・ 病気に伴う心配事
- ・ 医療費の助成制度などについて知りたい
- ・ 介護保険制度について知りたい
- ・ ホームヘルパー、通所サービスなどについて知りたい
- ・ シルバーカー、車椅子などについて知りたい
- ・ 手すり、風呂、トイレ等住宅改修について知りたい
- …など